

## ・ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について

(平25.12.26付34-77)

経営企画・総務等担当理事  
から 各本部長 あて  
経理資金等担当理事 から 各支社長

改正 平成29年6月29日(イ)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、独立行政法人は「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年4月23日閣議決定）に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を作成するとともに、当該事業年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を公表することとされたところである。

については、下記のとおり法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図ることとしたので、通知する。

なお、各年度の調達方針については、別途定める。

この通達は、平成25年12月26日から施行する。

### 記

#### 1 調達の推進

##### (1) 方針の策定

毎年度、障害者就労施設等からの物品等（別紙1の物品等の品目分類に掲げる物品及び役務をいう。以下同じ。）の調達を図るための方針を定め、インターネットにより公表するものとする。

##### (2) 推進体制の構築

別紙2の連絡会議を設置し、連絡会議においては、(1)の方針の実行に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、改善策を検討するものとする。

##### (3) 本部等における調達の推進

イ 本部長等（経営企画・総務等担当理事、本部長、支社長をいう。以下同じ。）は、別紙1の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、(1)で定めた方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するもの

とする。(イ)

ロ 本部長等は、障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供を推進するものとする。

## 2 調達実績の報告等

### (1) 調達実績の報告

本部長等は、当該事業年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績（以下「調達実績」という。）を経理資金等担当理事に報告するものとする。

### (2) 調達実績の公表等

本部長等から報告された調達実績については、その概要を速やかにインターネットにより公表するとともに国土交通大臣を通じて厚生労働大臣に通知するものとする。

以 上

別紙 1

物品等の品目分類

大 分 類	業 種 区 分
物 品 販 売	1 事務用品 2 事務機械 3 事務用家具 4 日用品雑貨 6 医薬品 7 電気器具 9 燃料 10 繊維製品 11 精密機械 12 写真 材料 13 図書・新聞 14 その他
製 造	1 印刷 2 青写真・マイクロ 3 模型 4 精密機械 5 繊維 製品 6 映画・スライド 7 その他
役 務 提 供	1 清掃 2 運輸 3 広告 4 装飾 5 デザイン 6 サービス 7 ソフトウェア・受託計算 8 調査・研究 9 物品賃貸 10 その他
物 件 買 受 け	1 物品買受け

調達先の分類

障害福祉サービス事業所等	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
共同受注窓口	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
障害者多数雇用企業	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
在宅就業障害者等	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙 2 (1)

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

